

仙台市介護保険審議会

地域密着型サービス運営委員会（第7期計画期間 第8回会議）議事録

日時：令和2年3月24日（火）18:00～

場所：市役所本庁舎2階第4委員会室

<出席者>

【委員】

板橋純子委員、草刈拓委員、斉藤誠一委員、
土井勝幸委員、宮林幸江委員長、渡邊純一委員
以上6名、五十音順

【仙台市職員】

郷家保険高齢部長、中村介護保険課長、岩瀬介護事業支援課長、
松本地域包括ケア推進課長、熊谷介護保険課管理係長、高橋指定係長、佐藤居宅サービス指導係長、伏見施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(4)については公開、議事(1)、(2)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料2)
- (3) 他市町村の事業者の指定について(資料3)
- (4) 施設の整備状況について(資料4)(参考資料4)

宮林委員長：今の説明について、質問や意見はあるか。

(意見は特になし)

3. 議事

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について(資料5)(参考資料5-1から5-13)

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

斉藤委員：報告事項において定員が10名規模の地域密着型通所介護事業所が3事業所廃止とあったが、今回また新たに10名定員の地域密着型通所介護事業所が6事

業所指定されるようだ。今回指定を受ける法人は全く新規の法人なのか、新しく進出してきた法人なのか、いかがか。

高橋係長：地域密着型通所介護を仙台市で運営したことがない法人は2事業所あるが、一つは仙台市の実施する介護予防・日常生活支援総合事業の通所事業所を運営している法人であり、もう一つは仙台市における実績はないものの関東地方での実績がある法人である。残りの4法人はすべて仙台市内で地域密着型通所介護事業所の運営実績がある法人である。

板橋委員：小規模多機能型居宅介護の通いサービスの提供時間が7時から22時までと長時間に設定されている事業所があるようだが、これは良心的な事業所と考えていいのか。ここまで長時間のサービス提供をしている事業所を見たのは初めてだ。

高橋係長：この事業所についてはご家族がお迎えに来ていただく場合に限って、22時まで提供するという提供時間の設定をしているようだ。通常の見送を含めたサービス提供はもう少し短いとお聞きしている。

板橋委員：同事業所で、訪問サービスの提供時間が24時間とあるが、具体的に深夜帯の訪問とはどのような形があるのか。深夜帯の訪問サービスの内容がどういったものかイメージが難しい。

高橋係長：夜間のサービス提供の内容としては、排せつの補助が時間によって入ることが想定される。計画に位置付ける場合のほか、計画外でもご希望に応じて対応するということで24時間対応とされているのかと思う。

土井委員：ケアプラン上深夜のサービス提供を組むことはあまり想定されないが、ご連絡をいただければいつでも対応するといった趣旨で24時間対応とされているのかと思う。

板橋委員：延長加算に係る夕食代と朝食代を徴収する地域密着型通所介護事業所があるようだが、これは介護保険外のお泊り日の利用料という理解でよいのか。

高橋係長：この資料ではあくまで介護保険に係る部分を記載しているため、この朝食代と夕食代の記載も、お泊り日のサービスに係るものではない。介護報酬請求上最長となるサービス提供時間（9時間）を超えてサービスを提供した場合、延長加算という加算が算定できるのであるが、この事業所に関しては延長してサービスを提供すると夕食や朝食を提供する時間に被さるという状況。このため、延長加算を算定する場合は朝食及び夕食を提供するということが、またその料金をあらかじめ設定し利用者に示しているというところである。

宮林委員長：ほかに意見がなければこれらの事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料6)(参考資料6)

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

(意見は特になし)

宮林委員長：これらの事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

4. その他

宮林委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

草刈委員：新型コロナウイルスの関連で、小規模事業所においてマスクやアルコール消毒液の確保状況が厳しいといった状況はあるか。

郷家部長：衛生用品が不足しているといった状況は聞こえているところである。仙台市としてはすでに医師会にマスクを提供しているが、これ以外に若干の備蓄があるため、その分を福祉施設に供給する方針である。ただ、マスクは備蓄が多くないため、特別養護老人ホーム等の入所系の施設に限らせていただいて配布させていただくことになっている。今般の新型コロナウイルスの対応としては、国が衛生用品をメーカーから直接確保し、事業所に配布することを検討しているようである。また、マスクについては布マスクをすべての事業所に対して利用者数と従業員数に応じていきわたるように配布するということを考えているようだ。

草刈委員：入所系の事業所は入口で隔離することができるが、通所系はウイルスのキャリアになりうる危険性のあるご家族と同居している場合が多く、実は通所系の方が危うい。

土井委員：私の施設には次亜塩素水の生成装置があるため、消毒液の確保に苦労している近々の通所介護事業所から次亜塩素水を分けてくれないかと相談を受けることがある。小さい事業所の方が衛生用品確保が難しいというのは草刈委員のご指摘どおり。本当に苦労されているようだ。

郷家部長：消毒液に関しても市販のものが手に入らないため、国が一括して確保することを検討しているようだ。実現すれば、事業者の方も安定して消毒液を確保できるのではと期待している。

宮林委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会

